

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と計画の視点等

① 基本理念

「子どもの成長」と「子育て」を地域社会で支え合う“まちづくり”
～「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指して～

子どもは「社会の希望」であり、「未来をつくる存在」です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手を育成する未来への投資であり、市民にとって重要な意味を持ちます。そのため、「子どもの成長」と「子育て」について、全ての市民が自分の問題として捉え、その置かれた状況に応じた役割を果たし、地域社会全体で支えなければなりません。

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下で、家庭が、そして地域や学校、企業、行政といった地域社会全体が子育て力を高め、全ての子どもたちが健やかに成長し、市民一人一人が家庭を持つことや子どもを生み育てることの喜びを実感できる「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指します。

この基本理念を踏まえ、以下の項目を本計画の策定や推進に当たっての視点とします。

② 計画の視点

（ア）子どもが主体の視点

子どもの健全育成や子育て支援の推進に当たっては、子どもの権利を擁護し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重する必要があります。子どもは自ら育つ主体であり、子ども自身が生きている実感や自己肯定感を持ちながら、思いやりの心を持つ、自立した心を育んでいけるよう、家庭、地域、学校等における生活のあらゆる場面で、「子どもの最善の利益」に配慮しながら支援することが重要です。

この計画では、第一に「子どもが主体という視点」を共通の基本的考えとして、保護者が子どもとしっかり向き合って子育てができるよう、全ての施策に取り組んでいきます。

（イ）全ての子どもと家庭を支える視点

子育てにおけるさまざまな問題を踏まえて、広く全ての子どもと子育て家庭を支援し、一人一人の子どもの健やかな成長を等しく保障することを目指すという考えの下、計画を推進します。特に社会的養護を必要とする子ども、ひとり親家庭、障害や疾病のある子ども、児童虐待、貧困など特別な支援を要する子どもや家庭への支援を充実します。

（ウ）子どもの成長と次代の親づくりの視点

子どもは、段階を経ながら成長し、次代の親へとつながる存在です。乳幼児期には心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われ、学童期には自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、著しく心身も成長します。青年期には、より一層の自我意識、社会的意識が発達し、自立に向けた準備が整う時期です。このように、長期的な視野に立ち、子どもが豊かな人間性を形成し、自立し、次代の親となるために、それぞれの時期に応じた確かな成長を支えることが必要です。

（エ）親としての成長を支える視点

子育てとは、保護者が日々成長する子どもの姿を見ながら、喜びや楽しさを直接感じるができる営みです。それは同時に、初めて子どもを持った親にとっては、子育てに不安を感じながら親として成長する過程でもあり、自己肯定感を持ち、子どもと向き合うことが、生きがいへとつながります。子育て支援を行う者は、保護者が子育ての責任を果たし、その権利を享受することの重要性を踏まえ、保護者に寄り添い成長につながる支援をしていくことが大切です。

（オ）地域社会全体で支援する視点

子育ての第一義的責任は保護者にありますが、子育ては次代の担い手を育成する営みであるという観点から、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支えていく必要があります。地域社会を構成する家庭、地域、学校、企業、行政が子育て支援の重要性の理解を深め、力を合わせて支援する「子育て支援型社会」の実現に向けた取り組みが必要です。

また、子育ては男女が協力して行うべきものです。男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の形成を図ることも必要です。

③ 少子化社会への対応

少子化・人口減少社会の問題は、結婚や妊娠、出生など個人の考え方や価値観に関わる問題であり、個人の自由な選択が最優先されることは言うまでもありません。

一方で、少子化等による人口構造の変化は、労働力人口の減少や経済成長への影響、社会保障体制の維持、子ども同士の交流機会の減少など、社会経済全体のみならず子どもの成長にも深刻な影響が懸念される社会的課題であり、この少子化の進行に歯止めをかけるため、国や地域を挙げた対策に取り組むことが求められています。

これらを踏まえ本市は、本計画において、親子の健康保持や増進、質の高い幼児期の学校教育や保育の提供、青少年の健全育成、特別な支援を要する子どもへの支援、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進などに取り組み、若い世代が安心して働き、希望通り結婚・出産・子育てをすることができる地域社会の実現を目指します。

2 4つの政策分野と14の施策

この計画（次世代育成行動計画）は、基本理念や計画の視点、「元気発進!子どもプラン」の成果や課題、次世代育成支援対策推進法を踏まえ、子育て支援施策の対象や内容を総合的に整理し、次の4つの政策分野と14の施策で構成しました。

政策分野1 安心して生み育てることができる環境づくり

子どもを安心して生み育てるためには、生まれる前から自立するまで、また家庭から社会環境まで、幅広く支援に取り組むことが重要です。

親子の健康の保持・増進は、人が生涯を通じて健康な生活を送るための第一歩です。子どもの心と体が健康に育つ社会を構築するために、妊娠・出産から乳幼児期および思春期の保健・医療体制の一層の充実を図ります。子育てに悩む家庭を支えるために、相談支援体制の充実や地域におけるネットワークづくりを進めるとともに、子育て家庭が学ぶ場を提供するなど家庭の教育力の向上に努めます。

また、男女が協力しながら家庭での責任を果たし、共に子育てに向き合えるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた取り組みや、身の回りに潜む危険を知り、事故を未然に防ぎ危機を回避できるよう、子どもの視点に立った安全・安心なまちづくりを進めます。

施策 ①母子保健 ②母子医療 ③子育ての悩みや不安への対応 ④家庭の教育力の向上
⑤仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 ⑥安全・安心なまちづくり

政策分野2 子どもの育ちを支える幼児期の学校教育や保育の提供

乳幼児期は、心情や意欲、基本的な生活習慣など生涯にわたる人格形成の基礎が培われる大切な時期であり、認定こども園や幼稚園、保育所等では、保育者が一人一人の子どもの違いに留意し、それぞれの役割に応じた支援に取り組む必要があります。また、市民の保育サービス充実への期待は大きく、待機児童の解消や働き方に応じた多様な保育サービスの提供が求められています。

これらを踏まえ、職員研修等を通じて教育・保育の質の向上を図るとともに、保育の量的拡大や多様な保育サービスの充実に努めます。また、教育・保育施設が地域における子育て支援拠点としての機能強化を図るための支援を行います。

施策 ⑦幼児期の学校教育や保育の提供

政策分野3 子どもや若者の健やかな成長や自立を支える環境づくり

青少年期は、感受性が豊かになり、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進む大切な時期です。さまざまな体験活動やボランティア活動を通じて、子どもたちの健やかな成長を支援します。

放課後の居場所づくりや青少年の自主的な活動を進めるため、放課後児童クラブやユースステーション等を運営し、子どもや子育て家庭のニーズを踏まえ、さらなる魅力づくりに取り組みます。

また、地域社会全体が連携・協力しながら非行防止や自立支援などに取り組み、子どもや若者が直面するさまざまな課題に対応していきます。

施策 ⑧放課後児童クラブ ⑨青少年の健全育成 ⑩子ども・若者の自立や立ち直りの支援

政策分野4 特別な支援を要する子どもや家庭への支援

子どもの成長や子育てを支える取り組みは、全ての子どもや子育て家庭が対象です。その中でも、養育困難、ひとり親家庭、貧困、虐待、障害、疾病などの事情がある子どもや子育て家庭には、その状況に応じた特別な支援が必要です。

家庭での養育が困難で社会的養護が必要な子どもや障害のある子どもの成長と自立を支援するため、子どもや家庭の状態に応じた適切な支援の充実を図ります。

ひとり親家庭が抱えるさまざまな悩みや不安に対応するとともに、経済的・社会的な自立に向けた支援を行います。

そして、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に進めます。

また、依然として児童虐待が発生していることから、児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応に向けた取り組みを進めるとともに、全ての子どもの人権が尊重される社会づくりを進めます。

施策 ⑪社会的養護が必要な子どもへの支援 ⑫ひとり親家庭等への支援
⑬児童虐待への対応 ⑭障害のある子どもへの支援

3 北九州市子ども・子育て支援事業計画

北九州市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針で示された子どもの育ちに関する理念や子育て支援の意義、市町村子ども・子育て支援事業計画策定の考え方に即して、次の7つの項目で構成します。

- (1) 幼児期の学校教育や保育の推進
- (2) 地域における子ども・子育て支援の推進
- (3) 幼児期の学校教育や保育の一体的提供および推進体制の確保
- (4) 幼児期の学校教育や保育、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保と、資質向上のための取り組み
- (5) 産後の休業および育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- (6) 子どもに関わる専門的な知識および技術を要する支援に関する施策の実施と連携
- (7) 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

4 家庭、地域、学校、企業、行政の役割と相互の連携

子育ての第一義的責任は父母その他の保護者にありますが、子育ては次代の担い手を育成するという観点から、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支えていく必要があります。

地域社会の構成員である「家庭」「地域」「学校」「企業」「行政」は、子どもの健全育成や子育て支援の重要性の理解を深め、自らの役割を認識し、相互に連携・協力しながら、保護者に寄り添い支援することが重要です。

家庭の役割

子どもの健全な成長を支える最も重要な生活の場であり、親や家族の愛情の下で基本的な生活習慣を身に付けるとともに、人に対する信頼感や倫理観、自立心などを育みます。

地域の役割

地域社会全体で子どもを育てていくという認識を共有し、地域住民が主体となった子育て支援活動などを通じて、見守り、ふれあい、支え合いの輪を広げます。

学校の役割

子どもたちのたくましく生きる力と豊かな心を育む教育の充実に努めるとともに、学校施設を活用した生涯学習などを通じて、地域における多様な活動の場としての機能・役割の充実に努めます。

企業の役割

子どもの健全な成長のためには、男女が共に協力しながら子育てに向き合うことが必要という認識を共有し、仕事と子育ての両立支援への取り組みを進めます。また、地域社会の一員として、福祉、芸術、文化、スポーツなど、地域社会への一層の貢献と参画に努めます。

行政の役割

子どもの健全育成や子育て支援の推進に向けて、市民のニーズや地域の実情に応じたきめ細かな施策の推進や、地域住民や企業等が主体となった活動の支援・促進に取り組むとともに、家庭や地域、企業をはじめ地域社会全体の理解と協力を求めています。

元気発進！子どもプラン（第2次計画）の全体概要

★計画の位置付け：北九州市の子どもの健全育成や子育て支援の基本的方向および具体的な取り組みを示すもの ★計画期間：平成27～31年度（5年間）

基本理念▶

「子どもの成長」と「子育て」を地域社会で支え合う“まちづくり”

～「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指して～

家庭や地域、学校、企業、行政といった地域社会全体の子育て力を高め、全ての子どもが健やかに成長し、市民一人一人が家庭を持つことや子どもを生み育てることの喜びを実感できる「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指します。

5つの視点▶

子どもが主体の視点

全ての子どもと家庭を支える視点

子どもの成長と次代の親づくりの視点

親としての成長を支える視点

地域社会全体で支援する視点

次世代育成行動計画（4つの政策分野14の施策）

政策分野1 安心して生み育てることができる環境づくり

施策①母子保健

- ① 安全に安心して妊娠・出産できる環境づくり
- ② 発達の気になる子どもの早期発見、早期支援体制の強化
- ③ 養育支援の必要な家庭に対する支援の充実
- ④ 基本的生活習慣の定着や食育の推進
- ⑤ 適切な思春期保健の推進

施策②母子医療

- ① 周産期医療・小児救急医療体制の維持・確保
- ② 子どもの感染症予防の推進
- ③ 不妊治療に関する支援の充実および市民の理解促進

施策③子育ての悩みや不安への対応

- ① 地域における子育て支援の環境づくり
- ② 市民が利用しやすい相談体制
- ③ 必要とされる子育てに関する情報が市民に届く仕組みづくり
- ④ 少子化への対応や多様化・複雑化した悩みへの支援

施策④家庭の教育力の向上

- ① 子どもの健全育成の基礎となる家庭の教育力の向上
- ② 地域等と連携した家庭の教育力の向上
- ③ 非行や虐待を生まないための家庭の教育力の向上

施策⑤仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- ① 事業者等との共同による仕事と生活の調和の推進
- ② 男性の家事・育児への参画促進

施策⑥安全・安心なまちづくり

- ① 子育て家庭が利用しやすい公園・遊び場の整備
- ② 安全・安心を実感できるまちづくりの推進
- ③ 子育てに優しい都市環境の整備
- ④ 子育てしやすい住環境の提供
- ⑤ 交通安全の推進

政策分野2 子どもの育ちを支える幼児期の学校教育や保育の提供

施策⑦幼児期の学校教育や保育の提供

- ① 保育の量の確保と教育・保育の質の向上
- ② 幼稚園、保育所等における多様なニーズに対応した保育サービスの充実
- ③ 幼稚園、保育所等における障害児保育の充実
- ④ 保育所、幼稚園等と小学校の連携の充実
- ⑤ 幼稚園、保育所等における子育て支援の充実
- ⑥ 教育・保育に関する情報提供

政策分野3 子どもや若者の健やかな成長や自立を支える環境づくり

施策⑧放課後児童クラブ

- ① 放課後児童クラブの運営基盤の強化
- ② 放課後児童クラブの魅力向上

施策⑨青少年の健全育成

- ① 青少年への社会体験活動等の機会や場の提供
- ② 有害環境から青少年を守り、非行を未然に防止するための取り組みの推進
- ③ 危険ドラッグをはじめとする薬物の乱用防止対策の推進
- ④ 不登校やいじめの未然防止、解消に向けた取り組みの推進
- ⑤ デートDV予防啓発の推進

施策⑩子ども・若者の自立や立ち直りの支援

- ① 若者の自立を支援する環境づくり
- ② 非行からの立ち直りを支える取り組みの推進

政策分野4 特別な支援を要する子どもや家庭への支援

施策⑪社会的養護が必要な子どもへの支援

- ① 児童養護施設における生活環境整備等の促進
- ② 里親や小規模住居型児童養育事業の普及促進

施策⑫ひとり親家庭等への支援

- ① ひとり親家庭の生活の安定と向上
- ② 子どもの貧困対策

施策⑬児童虐待への対応

- ① 児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応および適切な支援

施策⑭障害のある子どもへの支援

- ① 障害のある子どもの早期発見と相談・支援体制の強化
- ② 保育所等での障害のある子どもの受け入れや保育内容の充実と、小学校等入学時の情報伝達の強化
- ③ 障害のある子どもの放課後対策の充実
- ④ ライフステージを通じた相談支援体制の強化とレスパイトなど保護者の負担軽減の充実
- ⑤ 重度の障害のある子どもへの支援の強化
- ⑥ 発達障害のある子どもへの支援の充実

個別事業

子ども・子育て支援事業計画

①幼児期の学校教育や保育の推進

- ① 教育・保育の提供区域の設定
- ② 教育・保育の量の見込みと確保の方策

②地域における子ども・子育て支援の推進

- ① 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策
 - ▶ 妊婦健康診査 ▶ 生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業 ▶ 育児支援家庭訪問事業
 - ▶ 保育サービスコンシェルジュ ▶ 親子ふれあいルーム、地域子育て支援センターなど ▶ ショートステイ事業
 - ▶ 一時預かり事業 ▶ 延長保育事業 ▶ 病児・病後児保育事業 ▶ ほっと子育てふれあい事業
 - ▶ 放課後児童クラブ ▶ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業など

③幼児期の学校教育や保育の一体的提供および推進体制の確保

- ① 認定こども園の普及
 - ② 教育・保育および地域子ども・子育て支援の役割、必要性和その推進
 - ③ 教育・保育施設と地域型保育事業、小学校との連携
- ### ④幼児期の学校教育や保育、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保と、資質向上のための取り組み

⑤産後の休業および育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- ⑥子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策の実施と連携
- ⑦労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携